

資料

養子縁組家庭への支援に関する文献的考察

榊原 文¹⁾

I 緒言

2016年の児童福祉法改正により、虐待等で社会的に保護が必要な子どもに対して、「家庭と同様の環境における養育の推進」が明記された。2017年8月には、この法改正の理念を具体化するため、「新しい社会的養育ビジョン（厚生労働省、2017a）」が取りまとめられ、特に就学前の子どもへの家庭養育が実現できるよう、原則施設への新規措置入所を停止することが示された。このように、わが国の社会的養護のあり方は、家庭養護優先に大きくシフトすることとなった。

家庭養護に関する先行研究をみると、里親支援に関する研究は少しずつ増えてはいるものの、養育里親を対象とした研究がほとんどで、特別養子縁組を希望する者や養親に関する研究は乏しい（菅、2016）。特別養子縁組は、1973年に望まない妊娠により生まれた子を養親に実子としてあつせんした菊田医師事件等を契機に、子の福祉を確保する観点から、戸籍の記載が実親子とほぼ同様の縁組形式をとるものとして、1987年の

民法改正で新設された制度である（厚生労働省、2017b）。2019年の民法改正では、特別養子縁組制度の利用促進のため、養子となる者の上限年齢が原則6歳未満から原則15歳未満に引き上げられた。これまで以上に特別養子縁組制度の利用が広がることから、養子縁組家庭への支援のあり方を検討することが急務である。

養子縁組家庭への支援を行う上での課題として、以下の五点が考えられる。第一に、養子縁組成立後、養親は名実ともに実子としたい強い願いから、児童相談所との関係を切り、里親会からも脱退するケースが多く（柏女ら、1995）、支援する機関との関係性が途絶える可能性が高いこと。第二に、試し行動、真実告知、思春期の問題、ルーツ探し等、養子の子育ての困難さ（樂木、2003）への対応は、通常の子育て支援では対応が難しいこと。第三に、養親は、養子縁組前に不妊治療を経験している者が多い（古澤ら、2003）が、不妊治療経験者は実子を迎えることができなかつた気持ちの整理がつきにくく特別な支援が必要なこと（荒木、2013）。第四に、養親は、非血縁家族に対する社会的スティグマに複雑な思いを抱えている（宮里・森本、2012）こと。第五に、性同一性障害者カップルで養子縁組を希望する割合は高く（樫野ら、2018）、多様な家族形態における養育支援が求められることである。

以上のことから、養子縁組家庭への支援のあり方を検討するためには、福祉のみならず医療・保健分野を含めて包括的に先行研究を概観する必要

がある。本研究では、特別養子縁組に関する過去20年間の文献をレビューし、今後の研究の発展や支援の手がかりを得ることを目的とした。

II 方法

文献検索エンジンとして、医学中央雑誌およびCiNii Articlesを用いた。「特別養子縁組」のキーワード検索では、抽出された論文数が少なかったため、「特別養子縁組」「養子縁組里親」「養親子」「養親」「養子」「育ての親」「非血縁家族」の7ワードをorでつなぎ、2000～2019年度までに発表された国内文献を検索した。養子縁組家庭への支援の検討に有用な研究論文を分析対象とするため、特別養子縁組に該当しないもの、生みの親に焦点を当てたもの、学会抄録・座談会・特集記事・法制度に関する論考を除く46件について検討した。文献を精読し、研究テーマごとに分類するとともに、研究テーマごとに論文発表年を集計した。

III 結果

文献検討の結果、真実告知・ルーツ探し（8件）、養子のアイデンティティ形成（6件）、不妊治療を経て養親になるプロセス（7件）、不妊症治療施設における養子縁組相談（3件）、周産期医療機関における特別養子縁組を希望した妊婦や養親希望者への支援（4件）、養子縁組斡旋機関の役割（4件）、養親の子育て観および求める支援（2件）、児童福祉施設における養子縁組家庭への支援（1件）、養子縁組家庭へのスティグマ（2件）、特別養子縁組に対する認識（4件）、性同一性障害者やがんサバイバーが特別養子縁組で子どもを持つこと（4件）、里親委託等を推進するための指標の在り方（1件）の12テーマに分類された（表1）。

「特別養子縁組に対する認識」「性同一性障害者やがんサバイバーが特別養子縁組で子どもを持つこと」「里親委託等を推進するための指標の在り

方」についての研究は、近年になって行われている（表2）。

以下に、1. 真実告知と養子のアイデンティティ形成、2. 不妊治療を経て養親になるプロセスと支援、3. 養親の子育て観と支援、4. 養子縁組家庭へのスティグマと社会の認識に分けて、文献から得られた知見を整理する。

1. 真実告知と養子のアイデンティティ形成

日本においては、真実告知の時期や方法についてのコンセンサスは得られていないが（森、2018）、真実告知をする養親は約7割（古澤ら、2003）と大幅に増えている。子どもが3歳～就学前（森、2018；古澤ら、2003）の時期に告知するケースが多く、告知時の子どもの年齢が低年齢化している。養子は成人してからも深い傷を抱えているケースがあり（森、2012a）、真実告知が青年期以降になされた場合、学童期までに告げられた場合よりも、養親との間に生じる課題が大きい（野辺、2009）。幼少期での告知は養母が行うことが多く（古澤ら、2003）、養親子の関係が良い時（野辺、2015）、日常のくつろいでいる時（古澤ら、2003）を選んで行われることが多い。真実告知は何度も繰り返され、養子の成長に伴ってやりとりが変化する（森、2005）。養子の成長に伴って、真実告知は養親から養子への一方的なものから、養子から養親への働きかけを含む双方向的なものとなる（富田、2011；高田、2013）。真実告知では、生みの親が別に存在する事実を単に伝えるだけでなく、今は養親が親であること、大切な子どもであり、心から望んで養育しているという真実の思いが伝えられる（富田、2011；森、2010）。養子にとって、養親の誠実な姿勢、肯定的な受け止めが、自己を受け止める力の源となり（高田、2013）、養親子の絆づくりが促進される（森、2012a）。

真実告知は、養子のアイデンティティ形成上重要になるだけでなく、養子の出自を知る権利の推進にも関わる（森、2006）ため、近年、思春期を過ぎた養子の「ルーツ探し」に関する研究が行われ始めている（森、2018）。

2020年7月21日受理

A review of literatures on a broad range of support for adoptive families

1) 島根大学医学部看護学科地域・老年看護学講座, Aya Sakakihara: Department of Community Health and Gerontological Nursing, Shimane University Faculty of Medicine

表1 研究テーマの分類と内容

| 研究テーマ | 著者 | 論文タイトル | 内容 | 対象 | 方法 |
|---------------|----------------------------|--|---|-------------------------------|----------|
| 養子のアイデンティティ形成 | 古澤頼雄 富田庸子 石井富美子 他 | 非血縁家族における若年養子へのテリング-育て親はどのよう試みているか?— | 乳幼児期のテリングは養母が行うことが多い。日常くつろいでいる時を選んで行うことが多い。乳幼児期にテリングを行うのは、親の方が子どもに話すことになれるための試み、3歳以降にテリングを行うのは、子どもが内容を理解できると考えた上での判断であった。生みの親となんらかの形で交流している子どもは約40%であった。 | 養父母85組 (回答56組) | アンケート調査 |
| | 森和子 | 養親子における「真実告知」に関する一考察—養子は自分の境遇をどのように理解していくのか— | 真実告知は度々繰り返され、子どもの成長に伴ってやりとりも変化していた。第1期:「最初の真実告知」、第2期:「境遇への悲しみ」、第3期:「赤ちゃんと返り」、第4期:「ルーツ探し」、第5期:「生みの親、養親への理解」、第6期:「境遇への受容」に大別された。 | 1回目: 養母15人 2回目: 養母4人 | インタビュー調査 |
| | 森和子 | 養子の出自を知る権利の保障についての一考察—オーストラリア・ニュージラリアンにおける実践から— | 日本では、1990年代から民間福祉機関では真実告知を勧められているが、出自の前提となる真実告知の段階でまだ課題を抱えている。オーストラリア・ニュージラリアンでは、オープンアダプション(育ての親と生みの親が関係を持つこと)で養子縁組が行われており、出自を知る権利が法律で規定されている。 | — | 資料研究 |
| | 森和子 | 真実告知絵本は、アメリカは1978年から2006年までに10冊出版されており、多様な内容で幅広い年齢の子どものように適応できよう制作されている。日本は2005年から2冊出版され、翻訳本が数冊出版されており、5〜7歳の子どもの向けである。 | — | — | 文献(絵本)研究 |
| | 富田庸子 | 育て親家族におけるテリングの効果についての探査的検討 | 養子の発達に伴って、テリングは育ての親からの一方的なものから、親子間の双方向的なものへと変化していった。育ての親は、産みの親が別にあるという事実だけではなく、産みの親、育ての親をはじめ子どもにも関わっている人たちの思いを伝えようとしていた。 | 養母1名 | インタビュー調査 |
| | 野辺陽子 | 非血縁親子における「親の複数性・多元性」の課題—養子縁組における生みの親を事例に— | 真実告知は、子どもが自己のアイデンティティを形成していくのに欠かせないものであり、小学校を卒業するまでに、親子の間隔がよい時に行うことが望ましい。青年期以降に告知を受けたケースでは、混乱した状態になるが、子どもの頃に告知を受けたケースでは、養子であることは自明であり、育ての親との関係は普通の親子関係だと認識されていた。 | — | 文献研究 |
| | 森和子 | 血縁によらない親子関係の再構築—真実告知後の養子と養母のやりとりの記録から— | 養母は、真実告知において、[情報提供的対応]と[受容的対応]をしていた。「望まれて親子になったことの確認」が行われ、「様々な親子の関係性の理解」ができるようになり、「養子縁組のしくみの理解」へと思考を深め、生みの親と育ての親がいる「養子縁組親子の理解」へと進み、「養子縁組親子理解からの親子関係の再構築」につながっていると考えられた。 | 養母1名 | 日記面接法 |
| | 森和子 | 養子のアイデンティティ形成に関する研究の動向と展望—「真実告知」と「ルーツ探し」に着目して— | 民間の児童福祉機関では、早くから「真実告知」の重要性が認識され、実施が勧められてきた。真実告知をする養親は大幅に増え、告知時の子どもの年齢が低年齢化している。3歳と就学前に実施するケースが多いため、いつ、どのようにするか悩む人が少なからずいる。近年、養子縁組後の思春期を過ぎた養子の「ルーツ探し」に関する研究が行われ始めている。 | — | 文献研究 |
| | 養子のアイデンティティ形成 | 養子縁組した子どもの問題経験と対処戦略—養子の実践と血縁親子規範に関する一考察— | 真実告知が青年期以降になされた養子の場合、学童期までに告げられた人よりも、養親との間に生じる問題経験が強く語られた。一方、真実告知が学童期までになされた養子の場合、養親よりも家族外の他者との間に生じる問題経験が強く語られた。 | 養子(18歳以上)10名 | インタビュー調査 |

表1 続き

| 研究テーマ | 著者 | 論文タイトル | 内容 | 対象 | 方法 | |
|--------------------|------------------|--|--|--|--------------------|----------|
| (続き) 養子のアイデンティティ形成 | 森和子 | 生みの親と育ての親をもつ養子のアイデンティティ形成に関する一考察—出自を告知されずに成人した養子の事例分析— | 本著者は、出自を秘密にされたことで拒否感のつり、アイデンティティ拡散の状態であった。35歳で実親探しを始め、実親のことが分かった時に、ようやく人生のスタート台に立てたように感じた。その後30年余りの生みの親との交流の積み重ねにより、血縁の養子としてのアイデンティティが築かれた。 | — | 文献(著書)研究 | |
| | 森和子 | 養子の成長発達のプロセスに関する一考察—生みの親と育ての親との関係性の変化に注目して— | 幼児期から老年期に至る養子の成長発達プロセスは、幼年期:養親と養子の密着、学童期:自分の成長への疑問、青年期:生みの親へのアプローチ、成人期:血縁の家族の離れ、壮年期:生みの親と養子の垣根を取り去る、老年期:生みの親も養親も必要な存在として変化していく。 | — | 文献研究 | |
| | 野辺陽子 | 実親の存在をめぐる養子のアイデンティティ管理 | 養子10名中、実親を知りたいと思つて対面した3名、心構えをせず実親に会った1名、実親に会いたくない1名、実親に関心はあるが今は会いたくない4名、実親に全く興味がない1名だった。養子の共通点は、実親の属性、誕生・親子分離の経緯について関心があったことだった。差異点は、実親と対面した養子は、自分のDNA、望まれて生まれたのかを知りたい・動機があり、実親と対面しない養子は、実親へのネガティブな情報に接したくない気持ちがあった。 | 養子(18歳以上)10名 | インタビュー調査 | |
| | 森和子 | 養子縁組家族の絆づくりに関する一考察—スウェーデンでのインタビュー調査を通して— | 養子であることを秘密にした家族とオープンな家族という対照的な事例の分析から、いずれの場合においても、養子は成人しなくても深い傷を抱えていることが明らかにされた。 | 養子(成人)2名 | インタビュー調査 | |
| | 高田紗英子 | 成人した養子および里子の自己受容プロセスに関する一考察—当事者の語りから— | 家庭養護を受けた自己受容プロセスは、(何となくの気付き)があり、真実告知に伴い(成長に伴って境遇を自覚する)。告知された時期に差はあるが、告知後の養親・里親の柔軟かつ温かな構えに(オープンな器としての養親・里親)を感じ、自己の境遇を受け入れていく。また、他者に自己の境遇を話し、それを受け入れられることにより(肯定的に自分の人生を受け止める力)が得られていた。 | 養子・里子(成人)4名 | インタビュー調査 | |
| | 森和子 | 「親になる」意思決定についての一考察—養子を授けず里親になった夫婦の語りを通して— | 不妊治療で実子を授けなかった夫婦が養親(里親)として親になる意思決定要因として、①夫婦関係の洗い直しと理解、合意への努力②血縁になる子どもを持たない人生の受容と里親という選択③実親願望の背景にあるジェンダー問題の気づきから社会的文化的圧力を受ける。また、他者に自己の境遇を話し、それを受け入れられることにより(肯定的に自分の人生を受け止める力)が得られていた。 | 不妊治療を受けた養父母4組(8名) | インタビュー調査 | |
| | 不妊治療を経て養親になるプロセス | 安田裕子 | 不妊という経験を通じた自己の問い直し過程—治療では子どもが授けられなかった当事者の選択岐路から— | 不妊治療中に養子縁組を志した者、不妊治療中に意識を向け始めたが夫婦の見解が一致せず子どもを持たない選択をした者、子どもを持たない生活を想定して不妊治療をやめた後に養子縁組をやめた者、不妊治療をやめたあと養子縁組を試みるが成立せず子どもを持たない生活を選択した者と多様性が示された。 | 不妊治療を受けた養子縁組を考えた9組 | インタビュー調査 |

表1 続き

| 研究テーマ | 著者 | 論文タイトル 内容 | 対象 | 方法 | |
|-----------------------|----------------------------|--|------------------------------|----------------|--|
| (続き) 不妊治療を経て養親になるプロセス | 安田裕子 | 血のつながりのない家族関係を築くこと—非配偶者間人工授精を試み、その後、養子縁組で子どもをもった女性の語りから— 非血縁家庭を築く上で、①普通の家族関係を意識させられることによる葛藤、②処置としての非配偶者間人工授精(AID)、③生活スタイルへの視座、④血のつながりのない親子関係構築への展望、⑤血縁関係のない親子の認識度の低さによる苦痛、⑥治療技術の高度化への欲望と期待、⑦地域社会から疎外されたくない思いが示された。 | AID治療を受けた養母1名 | インタビュー調査 | |
| | 由井秀樹 | 不妊治療を経て特別養子縁組成立までのプロセスに着目して— 不妊治療を経て特別養子縁組成立までに経験した困難や要因として、①夫または両親の養子縁組への反対、②幹旋機関に養子縁組を断られる可能性、③養子の「試し行動」、④養子との愛着形成を意識してしまふ、⑤特別養子縁組成立の不確実性が示された。 | 不妊治療を受けた養母5名 | インタビュー調査 | |
| | 荒木晃子 | 生殖医療と里親・養親—家族支援地域ネットワークの実践報告— 不妊当事者が語る子どもと出会うまでのプロセスを辿ると、不妊に悩む女性には子どもが生まれない悲しみや苦悩から感情コントロールが難しい状況にあること、児童相談所、不妊症治療施設、行政の連携システムが明らかとなり、3者の連携システムを構築するとともに、不妊当事者や支援者に必要な情報をもりこんだ冊子を作成して連携・協働のツールとした。 | — | インタビュー調査 | |
| | 堀弘子 小野純平 | 不妊治療結後になつた女性の「語り」から見る心理的プロセスの多面的理解— 不妊治療では実子を得られず養親になる心理的プロセスとして、【治療開始期】子どもがいて当たり前、不妊への不安、【治療中期】期待と失望の連続、【治療終結期】治療に疲弊、治療結後を考えると、【決断期】産まなくても育てられる新しい考えの獲得、【育児当初期】育児は体力的に大変だが、望んでいたものが得られた喜びと充足感、【現在】喜怒哀楽のある暮らし、子どもがいるからこそできる経験により、子どもとの絆の確かさや出会いの必然性を模索していた。 | 不妊治療を受けた養母10名 | インタビュー調査 | |
| | 森和子 | 「親になる」ことについての養母の心理的変容プロセス—複線経路・等至性モデル(TEM)による分析を通して— 4名全ての養母から不妊治療の体験の辛さが語られた。理想の子どもを養子縁組をするが、委託直後の試し行動、思春期の第2の試し行動に対して、理想の子どもと現実の子どもとの乖離から葛藤が生じていた。養母は、理想の子どもも像を手放すことで、産みの親の存在を含めたありのままの子どもを受容ができるようになり、血縁を超えて「親になる」ことに至っていた。 | 不妊治療を受けた養母4名 | インタビュー調査 | |
| 不妊症治療施設における養子縁組相談 | 浜崎京子 | 不妊治療を経て養子縁組を選択するまで— 不妊治療は先の見えない治療で、いつまで続いたらいいのかわからない、子どもを生みたみたい気持ちより「子どもを育てたい」という気持ちの方が強いことに気づく場合や、治療中に養子という選択肢に気づかず、間違った特別養子縁組制度の理解をしている事例もあった。 | 不妊治療を経て養子を迎えた夫婦4組 | 事例研究 | |
| | 松田光枝 菅原真理子 他 | 不妊治療施設による里親・特別養子縁組についての情報提供のあり方—アンケートからみえたこと— 里親・特別養子縁組の相談者における不妊経験者が占める割合は63.2%であった。不妊治療施設から里親・特別養子縁組についての情報提供が必要と答えた相談者は64.7%であり、相談員から不妊治療従事者への要望として、「里親・特別養子縁組は子どもの福祉であり、不妊に悩む夫婦のための制度ではないこと」を理解した上で情報提供して欲しいことが示された。 | 里親・特別養子縁組について相談している相談員 | アンケート調査 | |
| | 渡辺みはる 保科洋美 吉川文彦 他 | 一不妊症治療施設における養子縁組相談について— 2003年から2017年の14年に、養子縁組の意思表明をして相談に来室した件数は32件で、その内、19組の夫婦が21名の子どもの間で特別養子縁組が成立した。19組の不妊症治療期間は5年程度、治療断念時年齢は40歳程度であった。養子縁組活動の開始時期は14組が治療中、5組は治療断念後であった。縁組成立例では不妊症治療と養子縁組のための活動を併せて行っている場合が多く、その結果、生後1週間以下での成立が71%を占めていた。 | 不妊症治療施設で養子縁組相談を受けて縁組が成立した19組 | カルテ分析 メール調査 | |
| | | | | | |
| | | | | | |

表1 続き

| 研究テーマ | 著者 | 論文タイトル 内容 | 対象 | 方法 |
|------------------------------------|-------------------------------|--|---------------------------------|---------------------|
| 周産期医療機関における特別養子縁組を希望した妊婦や養親希望者への支援 | 千草森継 中尾ひろみ 池内正憲 | 出生直後に特別養子縁組を前提として里親に委託された児の事例— 経済的、家庭的に実親らによる子の養育が著しく困難であり、特別養子縁組希望があった事例に対して、実親と養親が接しないように秘密の保持に努め、実親と児の面会は出生後24時間までの希望のある時間のみとした。養親からは生後3日目から育児トレーニングの希望があり、入院中の褥婦たちとともに集団指導に参加してもらった。 | 特別養子縁組制度を前提に、出生と同時に児が里親委託された1事例 | 事例研究 |
| | 東山巴奈子 福高ひとみ 萩田和秀 他 | 親になる過程への支援—特別養子縁組の事例検討— 児の出生前から養父母に助産師外来を受診してもらい、育児に必要な物品をそろえるアドバイスや不安軽減を図るための相談に応じた。児の出産後は、できるだけ早期に養母と面会できるようにし、児の生後1日目から養母は教育入浴を開始し、カンガルーケア、授乳(養母の乳頭を吸わせた後に人工乳を追加)をしてもらい、育児指導、沐浴指導を行った。実母と養父母が接触しないように、分娩後3週間・養親へのかわりを通して— 特別養子縁組の現状と課題—実親・養親へのかわりを通して— 初めて受診した妊婦週数は24~39週。幹旋機関は児童相談所6名、民間事業者3名。特別養子縁組を希望した理由は、望まない妊娠が8名と最も多かった。実母が、特別養子縁組について十分熟考できるように支援していた。育児練習のために教育入院した養親は2名。養親への支援として、愛着形成を促進する関わりが必要であった。 | 児が出生する前から支援した養親2名 | 事例研究 |
| | 長谷川紀子 吉田直美 三崎美保 他 | 特別養子縁組に対する支援に関する文献検討— 実母は、若年や経済的困難など養育困難な状況下で妊娠、妊娠発覚は妊娠発覚時2週を過ぎており中絶できない状況、養育困難でも人工妊娠中絶をしたくないといった背景を抱えていた。実母には、安全な出産のための支援、特別養子縁組を利用することへの思いの表出を図っていた。養親への支援として、カンガルーケアや授乳、沐浴指導といった育児の支援や、児の健康状態についての情報提供が行われていた。 | 特別養子縁組を希望した実親9名、養親2名 | 事例研究 |
| | 後山純乃香 乾つぶら 中西伸子 | 施設で育てられた乳幼児との養子縁組を啓発する言説戦略—ある養親講座の事例研究— 家庭養護促進協会の養親講座では、養子の育ての困難さが生々しく語られ、養子縁組は人生全てを賭けての決断になることが強調されていた。しかし、養親希望者は、講座後に以前にも増して意欲が湧いたと回答するものが多く、講座後に養子を迎えた夫婦は6割、養子縁組に向けたプロセスに踏み出した夫婦を含めると8割いた。 | — | 文献研究 |
| | 柴本草子 | 血縁なき親子関係をつくるネットワーク—NPO法人「環の会」の事例研究— 「環の会」では、①予期しなかった妊娠で悩んでいる人や出産条件が整わずに悩んでいる人の相談、②子どもを育てられない場合の養子縁組の援助、③子どもに恵まれない夫婦の相談、④一般の人を含めて養子縁組に対する理解を深めるための啓発活動が行われている。「環の会」を仲介した形で産みの親と育ての親の関係が維持しうるセミ・オープン・アドプションにより、産みの親の存在を積極的に組み入れ、養子を迎えた後も育て親が会を支えることにより、従来の養子縁組が持つ否定的なイメージが打破されつつあることが見出された。 | 家庭養護促進協会 | フィールド研究 |
| 養子縁組幹旋機関の役割 | 柴本草子 竹内みちる 柴本草子 杉万俊夫 | 「環の会」のリーダーは、予期せず妊娠した女性の連絡に迅速に対応し、自分で育てることができなければ、特別養子縁組することも一つの選択肢であるとアドバイスしていた。また、育て親候補者の募集も行っており、育て親に対しては、産みの親の存在を早期から子どもに伝えること、産みの親への感謝を忘れないこと、産みの親が望めば「環の会」を通じて、産みの親と子どもの接触を保つことを指導していた。 | 環の会 | フィールド研究 インタビュー調査 |

表1 続き

| 研究テーマ | 著者 | 論点タイトル | 内容 | 対象 | 方法 |
|----------------------|-----------------------|--|--|----------|----|
| (続き) 養子縁組幹旋機関の役割 | 鈴木博人 | 児童相談所が関与した養子縁組に関するアンケートの法的分析/ 児童相談所が関与した2007年から2009年8月までの養子縁組総数は213件であった。児童相談所が最初に関わった時の子どもの年齢が0歳である割合は8割を超えていた。特別養子縁組成立時の年齢は要件を大幅に超えているケースは少なくないが、3歳をピークにして2〜4歳の間に縁組が成立することが多い。養子縁組先は、188事例で同一都道府県内であった。 | 全国的児童相談所 | アンケート調査 | |
| 養親の子育て観および求める支援 | 富田晴子 古澤頼雄 | Open Adoption 家族における育て親の態度—子ども・子育て親と夫婦関係—/ 育て親群の父母は対照群の父より子育ての負担を感じていなかった。育て親群は、対照群以上に子育て期を人生の中で最も幸せな時期と評価していた。育て親群の母は対照群に比べて、自分の子育て態度を否定的・拒否的であると厳しく評価していた。育て親群は、対照群以上に、子どもを迎え育ていく中で夫婦の生活の幸福感を高めていた。 | 養父母85組 (回収57組) 実子を育てている父母366組 (回収85組) | アンケート調査 | |
| 児童福祉施設における養子縁組家庭への支援 | 管めぐみ | 養子縁組後の支援のあり方—養親へのアンケート調査をもとにした支援の考察—/ 子ども引き取り後6カ月間で大変だったと回答したのは約半数で、大変だった人では約7割。相談相手は、1位養親仲間であった。成人するまで大変だったと回答したのは約8割と多かった。子育て中の相談先として必要と回答した中には、保育所/幼稚園/学校、保健所等が含まれていた。幹旋機関と交流があったのは約7割。子育て中の研修参加は約7割だった。 | 養親39組(回収22組) | アンケート調査 | |
| 養子縁組家庭へのステイグマ | 川村謙子 | 児童福祉施設における特別養子縁組の実態調査と今後への課題/ 養子が将来、「特別養子となるまでの自分」を知りたいと感じたときに、生い立ちなどを含めた説明ができるように、乳児院では「ライフヒストリーワーク」を重要な位置づけにおき、子の生い立ちや乳児院ではどのような人々が関わってきたか等の記録に取り組んでいる。養親によっては、乳児院との関係を絶つことで縁組の事実自体を忘れようとするが、乳児院では、特別養子縁組をした後も養親と連絡を取り合えるように配慮している。 | 児童福祉施設 | フィールド研究 | |
| 養子縁組家庭へのステイグマ | 古澤頼雄 | 非血縁家族の両親を構築する人々についての文化心理学的考察—その人々たちへの社会的ステイグマをめぐって—/ 血縁家族の両親を構築することから、日本人は養子を受け入れることに積極性がなく、養子として成長する子どもも社会的に受け入れられないという判断が強く表れている。血縁こそが家族にとって重要であるとする意見が、とくに父親においてかなりを占めている。 | — | 文献研究 | |
| 特別養子縁組に対する認識 | 東村知子 薬水章子 八ッ塚一郎 | 養子縁組里親、養親の抱える困難とその対処—里親支援枠組みからの難題とステイグマ—/ 非血縁の子どもを迎えるというステイグマ：子どもが欲しいという願望や養子縁組の決意を周囲に洩らせないのは、不妊のステイグマともつながっていた。養子縁組について、親族の反対にあらうことも多かった。地域住民からのステイグマ：近隣住民からの何気ない反応や言葉で傷ついたり経験があった。幼稚園・小学校でのステイグマ：親子ともになんかおかしいとみられ、変に探りをいれてこられたり、避けられたりしていた。 | 養母・里母2名 | インタビュー調査 | |
| 特別養子縁組に対する認識 | 森和子 | 非血縁家族の中で育てる養子に対する「生い立ち」の授業のあり方—小学校教員への実態調査から—/ 小学校現場では多様化した家庭を把握することが困難な実態があり、非血縁の養子縁組家族の存在を認識していた教員は少ない。里親から過去に相談を受けた教員は3名いた。里親から相談されたら、生い立ちの授業を検討するという教員は11名いた。 | 小学校教員14名 | アンケート調査 | |

表1 続き

| 研究テーマ | 著者 | 論点タイトル | 内容 | 対象 | 方法 |
|--|---|--|-----------------------------|----------|----|
| (続き) 特別養子縁組に対する認識 | 薬水章子 藤井厚紀 東村知子 他 安部素子 佐藤眞理 小山田信子 他 | 当事者との交流は養子・養親・実父母に対するイメージを変えるのか—自由記述欄の量的分析による検討—/ 養親当事者による授業により、生みの母と父の「批判的なイメージ」が減少し、同情的なイメージが増加した。また、養子の「かわいそうなイメージ」が減少、育て親に対する「偉い人のイメージ」が減少した。自由記述の分析では、問題や愛情などの単語が減少したとともに、普通、家庭という新しい単語が出現した。 助産師の特別養子縁組制度に対する考えと生みの親に対する理解/ 生みの親に関わった助産師は、特別養子縁組制度について、仕組みや手順が分からない人がほとんどだった。生みの親が無理をするよりも子どもたちの安全が守られることになると思う人がいる一方、生みの親が子どもを育てないことを正当化させてしまっている人もいた。 | 大学生50名、 短期大学生80名 | アンケート調査 | |
| 性同一性障害当事者が「特別養子縁組」や「生殖医療」により子どもを持つことへの意識/ 性同一性障害当事者が、子どもを持つための方法として行いたいものとして、FTM当事者では、提供精子による妻への人工授精が68.4%、特別養子縁組が64.2%、精子凍結が36.6%であった。MTF当事者では、特別養子縁組が43.9%、提供卵子と代理母が33.3%、精子凍結は21.1%であった。 | 村上慶子 田淵和宏 酒本あい 他 | 性同一性障害当事者が、生殖医療技術、特別養子縁組で子どもを持つことへの肯定感/ 性同一性障害に関する研修会・講演会の参加者は、結婚したFTM(心の性は男性、身体性は女性)当事者が特別養子縁組で子どもを持つことに対して87.5%が関わらないと回答した。 | 助産師10名 | インタビュー調査 | |
| 性同一性障害当事者が特別養子縁組で子どもを持つことへの意識/ 性同一性障害当事者が、子どもを持つための方法として行いたいものとして、FTM当事者では、提供精子による妻への人工授精が68.4%、特別養子縁組が64.2%、精子凍結が36.6%であった。MTF当事者では、特別養子縁組が43.9%、提供卵子と代理母が33.3%、精子凍結は21.1%であった。 | 櫻野千明 瀬尾葵衣 周宇 他 杉本公平 阿南里恵 白石絵莉子 他 | 性同一性障害当事者が「特別養子縁組」や「生殖医療」により子どもを持つことへの意識/ 性同一性障害当事者が、子どもを持つための方法として行いたいものとして、FTM当事者では、提供精子による妻への人工授精が68.4%、特別養子縁組が64.2%、精子凍結が36.6%であった。MTF当事者では、特別養子縁組が43.9%、提供卵子と代理母が33.3%、精子凍結は21.1%であった。 | 性同一性障害に関する研修会・講演会に参加した1165名 | アンケート調査 | |
| 性同一性障害当事者が特別養子縁組で子どもを持つことへの意識/ 性同一性障害当事者が、子どもを持つための方法として行いたいものとして、FTM当事者では、提供精子による妻への人工授精が68.4%、特別養子縁組が64.2%、精子凍結が36.6%であった。MTF当事者では、特別養子縁組が43.9%、提供卵子と代理母が33.3%、精子凍結は21.1%であった。 | 杉本公平 | 性同一性障害当事者が「特別養子縁組」や「生殖医療」により子どもを持つことへの意識/ 性同一性障害当事者が、子どもを持つための方法として行いたいものとして、FTM当事者では、提供精子による妻への人工授精が68.4%、特別養子縁組が64.2%、精子凍結が36.6%であった。MTF当事者では、特別養子縁組が43.9%、提供卵子と代理母が33.3%、精子凍結は21.1%であった。 | 69の児童相談所と18の特別養子縁組団体 | アンケート調査 | |
| 性同一性障害当事者が特別養子縁組で子どもを持つことへの意識/ 性同一性障害当事者が、子どもを持つための方法として行いたいものとして、FTM当事者では、提供精子による妻への人工授精が68.4%、特別養子縁組が64.2%、精子凍結が36.6%であった。MTF当事者では、特別養子縁組が43.9%、提供卵子と代理母が33.3%、精子凍結は21.1%であった。 | 杉本公平 | 性同一性障害当事者が「特別養子縁組」や「生殖医療」により子どもを持つことへの意識/ 性同一性障害当事者が、子どもを持つための方法として行いたいものとして、FTM当事者では、提供精子による妻への人工授精が68.4%、特別養子縁組が64.2%、精子凍結が36.6%であった。MTF当事者では、特別養子縁組が43.9%、提供卵子と代理母が33.3%、精子凍結は21.1%であった。 | 市民公開講座 参加者98名 (回答93名) | アンケート調査 | |
| 里親委託等を推進するための指標の在り方 | 平林浩一 | 里親委託等を推進するための指標の在り方に関する考察/ 現行指標である「里親等委託率」の定義では、里親委託等と養子縁組の両制度の成果を一つの指標とした場合の試算をおこなった結果、成果値は25.1%となり、現行の里親等委託率よりも6.8ポイント増加した。また、施設定員が要保護児童数に比べて多い都道府県ほど、里親委託率は低くなる傾向にあった。 | — | 指標の検討 | |

注) オリジナルを尊重して、同一の意味内容を異なる単語で示している箇所がある。

表2 発表年度別の論文数

| 研究テーマ | 発表年度 | | | |
|------------------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 2000-2004 | 2005-2009 | 2010-2014 | 2015-2019 |
| 真実告知・ルーツ探し | 1 | 3 | 1 | 3 |
| 養子のアイデンティティ形成 | 0 | 2 | 4 | 0 |
| 不妊治療を経て養親になるプロセス | 1 | 2 | 2 | 2 |
| 不妊治療施設における養子縁組相談 | 1 | 0 | 0 | 2 |
| 周産期医療機関における特別養子縁組を希望した妊婦や養親希望者への支援 | 0 | 1 | 1 | 2 |
| 養子縁組斡旋機関の役割 | 1 | 1 | 2 | 0 |
| 養親の子育て観および求める支援 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| 児童福祉施設における養子縁組家庭への支援 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 養子縁組家庭へのスティグマ | 0 | 1 | 1 | 0 |
| 特別養子縁組に対する認識 | 0 | 0 | 1 | 3 |
| 性同一性障害者やがんサバイバーが特別養子縁組で子どもを持つこと | 0 | 0 | 1 | 3 |
| 里親委託等を推進するための指標の在り方 | 0 | 0 | 0 | 1 |

2. 不妊治療を経て養親になるプロセスと支援

養親になる69%が不妊治療経験者であるとの報告(古澤ら, 2003)があり, 不妊治療を経て養親になるものが多い。不妊治療中から養子縁組を試みた者, 不妊治療をやめた後に養子縁組を試みた者など様々である(安田, 2005)。不妊治療では実子を得られなかったことに対する失望や疲弊, 辛さ(荒木, 2013; 堀・小野, 2016; 森, 2019)があり, 夫婦が養親になる意思決定をする上で, 夫婦関係の洗い直しや養親になる合意, 血縁になる子どもを持たない人生の受容(森, 2004), 産まなくても育てられるという新しい考えの獲得(堀・小野, 2016)が必要とされている。養子縁組が成立しても, 非血縁家族を築く上で, 普通の家族を意識させられることへの葛藤, 非血縁家族に対する社会の認知度の低さによる苦痛を乗り越える必要がある(安田, 2006)。また, 理想の子ども観と現実の子ども観から生じる葛藤に対して, 理想の子ども観を手放すことで, ありのままの子どもを受容でき, 血縁を超えて「親になる」ことが示唆されている(森, 2019)。

不妊治療は先の見えない治療であり, いつまで続けるのかを悩む場合が多い(浜崎ら, 2001)。不妊治療を断念してから縁組活動を始めると, 養親としての年齢条件から外れる可能性(渡辺ら, 2018)や, 特別養子縁組の制度を知っていれば, 早く不妊治療をやめる決断ができる場合がある(奥島ら, 2017)ため, 不妊治療施設におい

て, 特別養子縁組を選択肢の一つとして情報提供する意義が示されている(浜崎ら, 2001; 奥島ら, 2017; 渡辺ら, 2018)。また, 不妊治療経験者の家族形成支援として, 不妊症治療施設, 児童相談所, 行政の連携システムが考案されている(荒木, 2013)。

養子縁組斡旋機関「環の会」では, 育て親希望者の研修会の中で, 不妊トラウマに焦点をあてた振り返りがされており, 不妊に直面したからこそ, 今の自分がある・夫と真に夫婦になれたと解釈できるような支援がされている(樂木, 2005)。

3. 養親の子育て観と支援

養親は, 実子を育てている親より育児負担を感じておらず, 子育て期を人生の中で最も幸せな時期と評価していた(富田・古澤, 2004)。その一方, 養子引き取り後6カ月間大変だったと回答した養親は約半数, 成人するまで大変だったと回答した養親は約8割と多く, 大変だったと回答したうちの約3割が誰にも相談していない(管, 2016)。

養子縁組斡旋機関による養親支援は, 養親を希望する段階から始まっている。「家庭養護促進協会」の養親講座では, 養子縁組によって直面する問題や厳しさが伝えられており, 養親の覚悟を促す内容となっている(樂木, 2003)。「環の会」では, 養子を迎えた後も養親が会の活動を支える仕組みになっており, 「環の会」と養親が継続的に関わるシステムになっている(樂木, 2005)。周

産期医療機関では, 生みの親の出産と同時に, 子どもが里親希望者に委託される場合, 出産後できるだけ早期から, 養親希望者にカンガルーケア, 授乳, 沐浴指導が行われている(千草ら, 2009; 東山ら, 2013; 長谷川ら, 2018)。乳児院では, 養子が将来, 出自を知りたいと思った時のために, 生い立ちの記録に取り組んでいるが, 養親によっては乳児院との関係を絶つことがあり, 養子縁組後の関係継続に努めている(川村, 2015)。

4. 養子縁組家庭へのスティグマと社会の認識

血縁こそが家族にとって重要であるとする文化が根づいており(古澤, 2005), 養子縁組家庭は, 親族, 地域住民, 幼稚園・小学校でのスティグマを感じている(宮里・森本, 2012)。

近年になって, 養子縁組家庭に対する社会の認識について調査が進められている。大学生を対象とした調査では, 無責任な親, かわいそうな子ども, 優しくて愛情深い育ての親というイメージを持っていたが, 養親当事者による授業を受け, 普通の家族と変わりないという認識に変化していた(東村ら, 2016; 樂木ら, 2018)。小学校教員を対象とした調査では, 「生い立ちの授業」を行う上で, 養子縁組家庭の存在を認識している教員はいなかった(森, 2012b)。助産師を対象にした調査でも, 特別養子縁組制度への理解が十分ではなかった(安部ら, 2018)。

日本では, 社会的スティグマが真実告知に影響しているため, 養親がスティグマと恥を払拭する必要性が述べられている(森, 2006)。養子縁組斡旋機関「環の会」では, 養親自身が持つ養子縁組家庭へのセルフスティグマに着目しており, 育て親希望者の研修会の中で, 養親自身が無自覚にもっているスティグマへの自覚を促すことで, 養親の社会に対する行為も変化し, その帰結として社会の養子縁組家庭に対する反応が親和的なものへと変化することを伝えている(樂木, 2005; 竹内ら, 2010)。

また, 性同一性障害者の約6割が子どもを持つための方法として特別養子縁組を希望してお

り(樫野ら, 2018), 性同一性障害に関する研修会参加者の約9割が, 性同一性障害者が特別養子縁組で子どもを持つことに同意していた(村上ら, 2012)。また, 若いがんサバイバーが増える中, 胚凍結できたがん・生殖医療患者の3人に1人は生児獲得できないという結果が出ており, 特別養子縁組制度の普及が望まれている(Ito et al., 2017)。若いがんサバイバーが特別養子縁組制度を利用することについての児童相談所・養子縁組斡旋機関の認識として, 肯定的な意見を持つ者もいたが, 医師の診断書等により個別的に考慮されるべきだと考えていることが示された(杉本, 2018)。がん医療に関わる医療者に特別養子縁組制度が周知されること, 医療と福祉との連携体制の構築の重要性が示唆されている(杉本, 2019)。

IV 考察

本稿において, 過去20年間の研究を概観した結果, 養親, 養子に焦点をあてた研究, 養子縁組家庭へのスティグマと認識についての研究, 子どもを持つことを希望する不妊治療経験者, 性同一性障害者, がんサバイバーについての研究等, 多岐にわたる研究がなされていた。

論文数としては, 真実告知に関する研究が最も多く, それだけ真実告知のあり方が模索されていると考えられる。海外では, 養子のアイデンティティ形成上, 出自を知ることが必要という実証研究のエビデンスの基に, 真実告知, ルーツ探しの重要性が示されているが(森, 2018), 日本においては, まだ, 真実告知, ルーツ探しの重要性を示すエビデンスが十分とは言えない。今後, 真実告知の時期や方法についてのコンセンサスを得るために, 真実告知の時期や方法の違いによる養子の成長発達への影響について研究を蓄積する必要がある。

また, 真実告知を受けた後の養子のアイデンティティ形成に関する研究は, 2009年以降に発表され始めたばかりであり, 成人した養子の生の声を聞くインタビュー調査は4件と少ない。今後,

養親のみならず養子も研究対象として、養親子相互の視点から養子縁組家庭への支援のあり方について検討することが望まれる。また、現時点では日本において、養子に対する支援の実際を示した報告はない。養子は成人してからも深い傷を抱えている場合がある(森, 2012a)ことから、養子が抱える葛藤へのカウンセリングや、生みの親のルーツ探しへのサポート体制等の検討も今後の課題である。

養親希望者や養親を対象とした研究は、養母を対象としたものが多かった。養育は父母が協働で行っていくものであることを考えると、養父に焦点を当てた研究も必要である。養親に対しては、不妊症治療施設、周産期医療機関、養子縁組斡旋機関による取り組みが報告されていた。しかし、養子縁組成立後、養親と支援機関との関係継続は養親任せになり、関係が途切れやすいこと、養親は覚悟して子どもを引き取った責任感から弱音を吐きにくく、悩みや辛さを抱え込んでいる可能性が指摘されている(菅, 2016)。実際、約8割の養親が、子どもが成人するまで大変だったと感じているにも関わらず、約3割が誰にも相談していない(菅, 2016)。養親の相談相手は、養親仲間、家族、養子縁組斡旋機関、病院、役所等が挙げられているが、相談先として養親が必要と回答した中には、養子縁組斡旋機関や児童相談所の他に、保育所/幼稚園/学校、保健所等が挙げられている(菅, 2016)。養親への支援として、民間の養子縁組斡旋機関では、養親研修や乳児院での子育て研修が実施されており、養子を迎えた後も継続的に関わるシステムができていく(竹内ら, 2010; 樂木, 2005)。児童相談所では真実告知に関する研修を行うところも増えてきてはいるが、心理的に養子・養親を支える体制や、養親同士の交流を促進させる方法は確立されておらず(森, 2006)、今後の大きな課題である。また、養親は、養子縁組が成立すると里親会を退会する機会が多い上に、里親と地域の子育て支援機関・福祉機関とのつながりが薄いことが問題視されている(木ノ内, 2009)。養親が保育所/幼稚園/学

校、保健所にも相談を求めている(菅, 2016)ことから、従来から養親子に関わってきた公民の養子縁組斡旋機関に加え、地域の子育て支援機関を含めた支援体制の構築が求められる。また、不妊症治療を経て養親になるものが多いことから、不妊症治療施設、児童相談所、行政の連携システムも考案されている(荒木, 2013)。周産期医療機関においては、出産後できるだけ早期から、養親希望者への養育指導が行われており(千草ら, 2009; 東山ら, 2013; 長谷川ら, 2018)、養子縁組家庭に関わる関係機関が増えている状況である。現在、2016年の母子保健法改正で位置づけられた子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援が行われており、保健医療福祉の関係機関との連絡調整が行われている(佐藤, 2018)。今後、子育て世代包括支援センターと公民の養子縁組斡旋機関、不妊症治療施設、周産期医療機関、保育所/幼稚園/学校、保健所等の関係機関がつながり、連携・協働体制を構築していくことが求められる。研究としても、地域での子育て支援を担う保健師や保育士等が養子縁組家庭をどのように認識し、どのように支援しているのかは明らかにされていないため、まずは実態を把握する必要がある。

さらに、実子がもてなかった不妊治療経験者のみならず、性同一性障害者やがんサバイバーにとって、特別養子縁組の利用が一つの選択肢となるよう考慮する必要があることから(檜野ら, 2018; Ito et al., 2017)、保健・医療・福祉領域の支援者が相互理解を図り、養親希望者や養親子を支援する上での連携体制を構築する必要がある。

最後に、本稿は、国内文献のみを分析対象としたため、養子縁組家庭への支援を検討する上で十分とは言い難い。今後、養子縁組家庭への先駆的な取り組みをしている海外の文献を基に、考察を深める必要がある。

文 献

安部葉子, 佐藤真理, 小山田信子, 他 (2018) 助産

師の特別養子縁組制度に対する考えと生みの親に対する理解. 日本母性看護学会誌, 18(1): 39-46.

荒木晃子 (2013) 生殖医療と里親・養親一家族支援地域ネットワークの実践報告一. 立命館人間科学研究, 26: 111-123.

Ito Y, Shiraishi E, Kato A, et al. (2017) The Utility of Decision Trees in Oncofertility Care in Japan. J Adolesc Young Adult Oncol, 6: 186-189.

後山穂乃香, 乾つぶら, 中西伸子 (2019) 特別養子縁組における助産師の実母・養親に対する支援に関する文献検討. 奈良県母性衛生学会雑誌, 32: 14-16.

奥島美香, 繁田実, 實崎美奈 (2017) 不妊治療従事者による里親・特別養子縁組についての情報提供のあり方一相談所・事業所へのアンケートからみえたこと一. 日本受精着床学会雑誌, 34(2): 362-368.

檜野千明, 瀬尾奏衣, 周宇, 他 (2018) 性同一性障害当事者における「特別養子縁組」や「生殖医療」により子どもを持つことへの意識. GID (性同一性障害) 学会雑誌, 11(1): 115-128.

柏女霊峰, 前田茂則, 並木正子, 他 (1995) 特別養子縁組の実態と課題2一事例研究及び実態調査の結果から一. 平成7年度厚生省心身障害研究『望まない妊娠により出生した児及び母親のケアに関する研究』: 263-274.

川村隆子 (2015) 児童福祉施設における特別養子縁組の実態調査と今後への課題. 名古屋学院大学論集社会科学篇, 51(4): 159-171.

管めぐみ (2016) 養子縁組後の支援のあり方一養親へのアンケート調査をもとにした支援の考察一. 龍谷大学社会学部紀要, 49(40): 11-15.

木ノ内博道 (2009) 地域里親会の現状と課題(特集 地域里親会の活動). 里親と子ども, 4: 7-12.

厚生労働省 (2017a) 新しい社会的養育ビジョン. <https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11905000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Kateifukushika/0000173865.pdf> (Retrieved 2020.5.1)

厚生労働省 (2017b) 第10回 児童虐待対応における司法関与及び 特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会. 里親及び特別養子縁組制度の現状について. <https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/0000148755.pdf> (Retrieved 2020.6.15)

古澤頼雄, 富田庸子, 横田和子, 他 (2003) 非血縁

家族における若年養子へのテリング一育て親はどのように試みているか?一. 中京大学心理学研究科・心理学部紀要, 3(1): 1-6.

古澤頼雄 (2005) 非血縁家族を構築する人たちについての文化心理学的考察一その人たちへの社会的ステイグマをめぐる一. 東京女子大学比較文化研究所紀要, 66: 13-25.

佐藤拓代 (2018) 子育て世代包括支援センターと切れ目ない支援とは. 小児保健研究, 77(4): 319-321.

杉本公平, 阿南里恵, 白石絵莉子, 他 (2018) 本邦におけるがんサバイバーに対する里親制度・特別養子縁組制度の実態調査. 日本生殖心理学会誌, 4(2): 12-19.

杉本公平 (2019) 市民公開講座『「がんサバイバーと里親・特別養子縁組」家族を作るもう一つの選択肢』を開催して アンケート結果報告と今後の展望の考察. 日本がん・生殖医療学会誌, 2(1): 22-26.

鈴木博人 (2011) 児童相談所が関与した養子縁組に関するアンケートの法的分析. 比較法雑誌, 45(1): 291-301.

高田紗英子 (2013) 成人した養子および里子の自己受容プロセスに関する一考察一当事者の語りから一. 総合人間科学, 1: 25-34.

竹内みちる, 樂木章子, 杉万俊夫 (2010) 産むことと育てることを分離する社会規範の可能性一NPO法人「環の会」の事例から一. 集団力学, 27: 62-75.

千草義継, 中尾ひろみ, 池内正憲 (2009) 出生直後に特別養子縁組を前提として里親に委託された児の事例. 総合看護, 44(3): 13-16.

東村知子, 樂木章子, ハッ塚一郎 (2016) 当事者による授業は養子・養親・産みの親に対するイメージを変えるか一大学生を対象とする啓発活動からの考察一. 集団力学, 33: 3-23.

富田庸子, 古澤頼雄 (2004) Open Adoption 家族における育て親の態度一子ども・子育て観と夫婦関係一. 中京大学心理学研究科・心理学部紀要, 3(2): 37-52.

富田庸子 (2011) 育て親家族におけるテリングの効果についての探索的検討. 鎌倉女子大学紀要, 18: 27-38.

野辺陽子 (2009) 養子縁組した子どもの問題経験と対処戦略一養子の実践と血縁親子規範に関する一考察一. 家庭教育研究所紀要, 31: 88-97.

野辺陽子 (2011) 実親の存在をめぐる養子のアイデンティティ管理. 年報社会学論集, 24: 168-179.

- 野辺陽子 (2015) 非血縁親子における「親の複数性・多元性」の課題—養子縁組における生みの親を事例に—。比較家族史研究, 29: 129-145.
- 長谷川紀子, 吉田直美, 三崎美保, 他 (2018) 特別養子縁組の現状と課題—実親・養親へのかかわりを通して—。大阪母性衛生学会雑誌, 54(1), 47-50.
- 浜崎京子, 松田光枝, 菅原真理子, 他 (2001) 不妊治療を経て養子縁組を選択するまで。栃木母性衛生, 28: 42-44.
- 東山巳奈子, 福島ひとみ, 萩田和秀, 他 (2013) 親になる過程への支援—特別養子縁組の事例検討—。ペリネイタルケア, 32(11): 1108-1114.
- 平林浩一 (2020) 里親委託等を推進するための指標の在り方に関する考察。厚生指標, 67(1): 29-34.
- 堀弘子, 小野純平 (2016) 不妊治療最終後に養親になった女性の「語り」から見る心理的プロセスの多面的理解。母性衛生, 57(2): 457-466.
- 宮里慶子, 森本美絵 (2012) 養子縁組里親, 養親の抱える困難とその対処—里親支援枠組みからの離脱とスティグマ—。千里金蘭大学紀要, 9: 1-12.
- 村上優子, 田淵和宏, 酒本あい, 他 (2012) 性同一性障害当事者が, 生殖医療技術, 特別養子縁組で子どもを持つことへの肯定感。GID (性同一性障害) 学会雑誌, 5(1): 31-37.
- 森和子 (2004) 「親になる」意思決定についての一考察—実子を授からず里親になった夫婦の語りを通して—。家族関係学, 23: 103-115.
- 森和子 (2005) 養親子における「真実告知」に関する一考察—養子は自分の境遇をどのように理解していくのか—。文京学院大学研究紀要, 7(1): 61-88.
- 森和子 (2006) 養子の出自を知る権利の保障についての一考察—オーストラリア・ニュージーランドにおける実践から—。文京学院大学人間学部研究紀要, 8(1): 21-51.
- 森和子 (2007) 養子になった我が子に伝えたいこと—生い立ちの理解を助ける海外の絵本分析を通して—。文京学院大学人間学部研究紀要, 9(1): 109-129.
- 森和子 (2009) 生みの親と育ての親をもつ養子のアイデンティティ形成に関する一考察—出自を告知されずに成人した養子の事例分析—。文京学院大学人間学部研究紀要, 11(1): 111-129.
- 森和子 (2010) 養子の成長発達のプロセスに関する一考察—生みの親と育ての親との関係性の変化に注目して—。文京学院大学人間学部研究紀要, 12: 189-209.
- 森和子 (2012a) 養子縁組家族の絆づくりに関する一考察—スウェーデンでのインタビュー調査を通して—。文京学院大学人間学部研究紀要, 14, 111-127.
- 森和子 (2012b) 非血縁家族の中で育つ養子のための「生い立ちの授業」のあり方—小学校教員への実態調査から—。文京学院大学人間学部研究紀要, 13: 45-57.
- 森和子 (2017) 血縁によらない親子関係の再構築—真実告知後の養子と養母のやりとりの記録から—。家族心理学研究, 30(2): 134-148.
- 森和子 (2018) 養子のアイデンティティ形成に関する研究の動向と展望—「真実告知」と「ルーツ探し」に着目して—。文京学院大学研究紀要, 19: 197-209.
- 森和子 (2019) 「親になる」ことについての養母の心理的変容プロセス—複線径路・等至性モデル (TEM) による分析を通して—。文京学院大学人間学部研究紀要, 20: 71-84.
- 安田裕子 (2005) 不妊という経験を通じた自己の問い直し過程—治療では子どもが授からなかった当事者の選択岐路から—。質的心理学研究, 4: 201-226.
- 安田裕子 (2006) 血のつながりのない家族関係を築くということ—非配偶者間人工授精を試み, その後, 養子縁組で子どもをもった女性の語りから—。立命館人間科学研究, 11: 107-123.
- 由井秀樹 (2013) 不妊治療を経て特別養子縁組を選択した患者の経験—特別養子縁組成立までのプロセスに着目して—。保健医療社会学論集, 23(2): 49-58.
- 樂木章子 (2003) 施設で育てられた乳幼児との養子縁組を啓発する言説戦略—ある養親講座の事例研究—。実験社会心理学研究, 42(2): 146-165.
- 樂木章子 (2005) 血縁なき親子関係をつくるネットワーク—NPO法人「環の会」の事例研究—。実験社会心理学研究, 44(1): 15-26.
- 樂木章子, 藤井厚紀, 東村知子, 他 (2018) 当事者との交流は養子・養親・実父母に対するイメージを変えるのか—自由記述欄の量的分析による検討—。岡山県立大学保健福祉学部紀要, 24: 149-155.
- 渡辺みはる, 保科洋美, 吉川文彦, 他 (2018) 一不妊症治療施設における養子縁組相談について。信州医学雑誌, 66(6): 435-441.